

平成25年1月からの源泉所得税にご注意ください

税制改正により復興特別所得税が創設され、平成25年1月から給与等の源泉所得税に加算して徴収することになりました。期間は平成49年12月までの25年間です。

復興特別所得税は、今までの所得税(基準所得税額)の2.1%です。

自社で給与計算等を行っているお客さまは、平成25年1月支払の給与等から必ず復興特別所得税が加味された源泉所得税額を控除してください。

給与計算においては

・手計算している場合

必ず「平成25年分源泉徴収税額表」を使用してください。復興特別所得税が加味された税額(賞与においては復興特別所得税が加味された税率)になっています。

「平成25年分源泉徴収税額表」がお手元にはない場合は、最寄りの税務署か税理士法人イワタックスにご請求ください。なお、税理士法人イワタックスや国税庁のホームページからダウンロードすることもできます。

・給与計算ソフトを利用している場合

給与計算ソフトが復興特別所得税に対応しているか必ず確認してください。

復興特別所得税に対応していないソフトを利用している場合は、至急バージョンアップや買い替えを検討してください。

復興特別所得税に対応していないソフトをどうしても利用する場

合は、必ず「平成25年分源泉徴収税額表」で求めた源泉所得税額を手入力することで対処してください。(通常、給与計算ソフトには自動計算した源泉所得税額を上書き入力できる機能があります)

源泉の納付書には復興特別所得税を区分する必要はありません。復興特別所得税を含めた源泉所得税額を記載します。

給料や賞与の税額計算で復興特別所得税を加味しないと、年末調整で不足が生じる結果となります。また、源泉徴収義務者である会社が不利益をこうむる可能性もありますからご注意ください。

報酬料金を支払う場合においては

ホステスやインストラクター等への支払いを「報酬料金」として計算する場合は、今までの税率に復興特別所得税の率 2.1% を上乗せした税率で計算してください。なお、税額に円未満の端数が生じる場合は切り捨てます。

(例) 報酬料金 100,000円、今までの税率 10% の場合の

平成25年1月からの源泉所得税は、

$$100,000円 \times 10\% \times \underline{102.1\%} = 10,210円$$

源泉の納付書には復興特別所得税を区分する必要はありません。復興特別所得税を含めた源泉所得税額を記載します。

復興特別所得税に関するご質問等は担当者までお寄せください。

ただし、給与計算ソフトの操作方法等につきましては当該ソフトのサポートセンター等にお問い合わせください。